

新潟市西区役所に置く室及び係の事務分掌要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、新潟市区役所組織規則（以下「規則」という。）に定める西区役所に置く室及び係の分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 規則第2条に規定する西区役所に置く室及び係の分掌事務は、表のとおりとする。

課	係	分 掌 事 務
区民生活課	区民窓口係	国民健康保険料の賦課、徴収及び滞納整理に関する事項 介護保険料（普通徴収に係るものに限る。）の徴収及び滞納整理に関する事項 後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納整理に関する事項 市税及び森林環境税に係る諸証明（一部の証明を除く。）の交付に関する事項 市税等の収納に関する事項 市税等に係る申告書、申請書、届出書その他書類の受付及び所管課への送付に関する事項 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項 市の収入金の収納に関する事項 課の庶務に関する事項 印鑑登録に関する事項 戸籍、住民票の写し等の諸証明書その他市民の公証に係る書類の交付に関する事項 社会保障・税番号制度（個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務に限る。）に関する事項 公的個人認証に関する事項 課所管事項に係る使用料及び手数料の徴収に関する事項 住民異動届に関する事項 住民基本台帳等の整理及び保管に関する事項 住民基本台帳法に基づく通知に関する事項 住民基本台帳等の閲覧に関する事項 住民基本台帳等の統計及び人口移動調査に関する事項 住民実態調査に関する事項 ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等による被害者の支援に関する事項 自動車の臨時運行の許可に関する事項

		<p>市民生活相談に関する事項</p> <p>消費者協会に関する事項</p> <p>住居表示及び町字名に関する事項</p> <p>住宅新築届出に関する事項</p> <p>黒埼行政サービスコーナーに関する事項</p>
	戸籍係	<p>戸籍届に関する事項</p> <p>戸籍等の整理及び保管に関する事項</p> <p>人口動態調査に関する事項</p> <p>犯罪人、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者の名簿に関する事項</p> <p>特別永住に関する事項</p> <p>埋火葬及び改葬許可並びに火葬場の利用に係る許可申請書の受理及びその許可に関する事項</p>
	給付係	<p>国民健康保険被保険者の資格に関する事項</p> <p>国民健康保険の保険給付その他国民健康保険に関する事項</p> <p>後期高齢者医療制度の資格及び給付その他後期高齢者医療制度に関する書類の受付及び引渡しに関する事項</p> <p>老人医療費の助成に関する事項</p> <p>国民年金に係る届出書等の受付及び日本年金機構への報告に関する事項</p>
	生活環境係	<p>自然環境の保全に関する事項</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項</p> <p>環境教育及び環境学習に関する事項（佐潟水鳥・湿地センターの管理運営に関する事項を除く。）</p> <p>大気汚染の防止に関する事項</p> <p>悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の施行その他悪臭の防止に関する事項</p> <p>水質汚濁の防止に関する事項</p> <p>浄化槽に関する事項（設置等に係る構造上の審査に関する事項及び下水道部の所管する事項を除く。）</p> <p>騒音規制法（昭和43年法律第98号）の施行その他騒音の防止に関する事項</p> <p>振動規制法（昭和51年法律第64号）の施行その他振動の防止に関する事項</p> <p>新潟市生活環境の保全等に関する条例（平成9年新潟市条例第47</p>

		<p>号) による指定開発事業の審査に関する事項</p> <p>公害の苦情の相談及び処理に関する事項</p> <p>一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項</p> <p>一般廃棄物に係る相談指導に関する事項</p> <p>一般廃棄物処理手数料に関する事項</p> <p>ごみの減量化及びリサイクルに係る事業の実施及び啓発に関する事項</p> <p>環境美化の推進に関する事項</p> <p>犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事項</p> <p>犬及び猫の引き取り並びに負傷動物の収容に関する事項</p> <p>生活環境の改善整備の指導に関する事項</p> <p>衛生害虫等の相談、指導及び駆除に関する事項</p> <p>環境衛生組織の指導及び育成に関する事項</p> <p>公衆便所の維持管理（他の課及び機関の所管するものを除く。）に関する事項</p>
保護課	<p>保護第1係</p> <p>保護第2係</p> <p>保護第3係</p> <p>管理係</p>	<p>厚生労働統計の実施に関する事項</p> <p>法外援護事業に関する事項</p> <p>行旅病人、行旅死亡人及び行旅死亡人以外で埋葬又は火葬を行う者がいない、又は判明しない遺体の取扱いに関する事項</p> <p>ホームレスの自立支援等に関する事項</p> <p>中国残留邦人等の自立の支援に関する事項</p> <p>生活困窮者自立支援制度に関する事項</p>
農政商工課	農業振興係	<p>農業行政の企画、調査及び農業災害に関する事項</p> <p>農畜産業の振興に関する事項</p> <p>農林業関係団体及び農林業者に関する事項</p> <p>農業経営基盤の強化及び農業生産環境の整備に関する事項</p> <p>農業金融に関する事項</p> <p>園芸作物の生産振興に関する事項</p> <p>農産物の病虫害の防除に関する事項</p> <p>環境保全型に配慮した農業の推進に関する事項</p> <p>米の需給調整に関する事項</p> <p>農地对価等の徴収に関する事項</p> <p>水産関係団体及び漁業者に関する事項</p> <p>漁港、漁港海岸施設等の計画、整備及び管理に関する事項</p> <p>水産統計に関する事項</p> <p>漁業金融に関する事項</p>

		<p>輸出水産業の振興に関する法律の規定に関する事項</p> <p>里山及び森林の調査及び計画に関する事項</p> <p>森林法の規定による届出等に関する事項</p> <p>保安林の維持管理及び活用に関する事項</p> <p>林道及び林地施設に関する事項</p> <p>その他水産業及び林業の振興に関する事項</p> <p>土地改良事業に関する事項</p> <p>土地改良施設の維持管理に関する事項</p> <p>土地改良財産に関する事項</p> <p>市街化調整区域等の応急排水に関する事項</p> <p>農地及び農業用施設災害の防止並びに復旧に関する事項</p> <p>農村総合整備に関する事項</p> <p>地籍調査事業に関する事項</p> <p>多面的機能支払に関する事項</p>
	食と産業振興室	<p>商工業の融資制度に関する事項</p> <p>中小企業信用保険法に規定する特定中小企業者の認定に関する事項</p> <p>人材育成補助金に関する事項</p> <p>商業の振興に関する事項</p> <p>商業組合等の指導及び育成に関する事項</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく縦覧に関する事項</p> <p>露店市場に関する事項</p> <p>工業の振興に関する事項</p> <p>工業団体等の指導及び育成に関する事項</p> <p>工業振興助成金に関する事項</p> <p>企業の立地促進に関する事項</p> <p>労働施策に関する事項</p> <p>観光及び物産振興に関する事項</p> <p>観光資源の管理に関する事項</p> <p>農村と都市の交流に関する事項</p> <p>農業分野に係る食育及び花育に関する事項</p> <p>農畜水産物の流通及び消費に関する事項</p> <p>地産地消の推進に関する事項</p> <p>市民農園に関する事項</p> <p>農村環境改善センター等に関する事項</p> <p>課の庶務に関する事項</p>
建設課	管理係	<p>道路の路線の認定、変更及び廃止に関する事項</p>

道路台帳の調製及び保管に関する事項  
 道路の境界確認に関する事項  
 道路の占用許可に関する事項  
 道路管理者以外の者が行う道路工事の承認に関する事項  
 道路通行規制に関する事項  
 道路の管理瑕疵及び損傷事故の処理に関する事項  
 道路と他の工作物との兼用工作物の管理に関する事項  
 公園台帳の作成及び保管に関する事項  
 公園及び緑地の占用，使用等の許可に関する事項  
 公園及び緑地の設置及び廃止に関する事項  
 樹木等の保存に関する事項  
 緑化推進に関する事項  
 私道の助成に関する事項  
 応急排水ポンプ維持管理費の助成に関する事項  
 放置自転車対策に関する事項  
 自転車等駐車場の管理運営に関する事項  
 法定外公共物の管理（他の課又は機関の所管するものを除く。）に関する事項  
 公共土木施設に係る要望及び陳情に関する事項  
 公益財団法人新潟市開発公社との事業企画の調整に関する事項  
 自治会除雪に関する事項  
 除雪の助成制度に関する事項  
 市営住宅の申込みの受付及び使用料の徴収に関する事項  
 受益者負担金及び受益者分担金に関する事項  
 なぎさのふれあい広場に関する事項  
 課の庶務に関する事項

維持係

除雪に関する事項  
 道路観察に関する事項  
 区役所の課が締結した契約に係る工事材料の検査に関する事項  
 街路樹の維持管理に関する事項  
 公園及び緑地のアメリカシロヒトリ及び松くい虫の防除の指導に関する事項  
 公共土木施設災害復旧に関する事項  
 道路，橋りょう，隧道，交通安全施設等の維持修繕の調査並びに工事の設計及び施工に関する事項（西部地域土木事務所の所管するものを除く。）  
 道路，橋りょう，隧道，交通安全施設等の維持修繕の計画に関する

		<p>事項</p> <p>既設道路の交通安全施設の新設工事，改良工事等の調査，設計及び施工に関する事項（西部地域土木事務所の所管するものを除く。）</p> <p>応急排水施設の整備及び維持修繕に関する事項</p> <p>公園及び緑地の維持管理に関する事項</p> <p>道路占用工事調整連絡協議会に関する事項</p>
	整備係	<p>道路，橋りょう，隧道等の新設工事，改良工事等の調査，設計及び施工に関する事項（西部地域土木事務所の所管するものを除く。）</p> <p>新設道路の交通安全施設の新設工事等の調査，設計及び施工に関する事項（西部地域土木事務所の所管するものを除く。）</p> <p>公園及び緑地の整備に係る調査並びに工事の設計及び施工に関する事項（西部地域土木事務所の所管するものを除く。）</p> <p>背割排水路整備事業に関する事項</p> <p>道路占用工事調整連絡協議会に関する事項</p>
	まちづくり係	<p>道路，橋りょう，隧道，交通安全施設等の新設工事，改良工事等の計画に関する事項（西部地域土木事務所が所管するものに限る。）</p> <p>道路と鉄道又は軌道との交差に関する事項（国道及び県道の新設及び改良を除く。）</p> <p>公園及び緑地の整備に係る計画に関する事項（西部地域土木事務所が所管するものに限る。）</p> <p>信濃川，阿賀野川その他の河川の事業調整に関する事項</p> <p>河川の利用に関する事項</p> <p>自転車等駐車場の計画及び整備に関する事項</p> <p>地区計画の素案作成に関する事項</p> <p>都市計画道路等の素案作成に関する事項（区内で完結するものに限る。）</p> <p>都市計画の調整に関する事項</p> <p>組合施行等の土地区画整理事業の技術援助及び指導に関する事項</p> <p>組合施行等の土地区画整理事業の許可に関する事項（他の課の所管するものを除く。）</p> <p>開発行為の許可等に関する事項</p> <p>優良宅地及び優良住宅等の認定に関する事項</p> <p>市民のまちづくり活動の支援に関する事項</p> <p>市街地再開発事業等に係る事業推進に関する事項</p> <p>景観に関する事項</p> <p>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に係る申請書等の受付に関</p>

	<p>する事項（他の課等の所管するものを除く。）</p> <p>都市計画施設等の区域内における建築行為に関する事項</p> <p>都市計画マスタープランの策定及び特定事業の企画，調整，推進等に関する事項</p> <p>市街地開発事業に関する事項</p> <p>国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に係る土地に関する権利の移転等の届出等及び遊休土地の措置に関する事項</p> <p>国有地地区編入の承認に関する事項</p> <p>自然公園法に関する事項</p> <p>屋外広告物に関する事項</p>
--	--

（福祉事務所）

第 3 条 規則第 4 条 1 項に規定する福祉事務所に置く係の分掌事務は，次の表のとおりとする。

課	係	分 掌 事 務
健康福祉課		<p>地域の福祉に係る実情把握並びに相談，調査に関する事項</p> <p>身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事項</p> <p>障がい者児の相談，調査及び指導に関する事項児童及び妊産婦の福祉に係る実情把握並びに相談，調査及び指導に関する事項</p> <p>児童相談所との連絡に関する事項</p> <p>母子家庭及び寡婦の福祉に関する実情把握並びに相談，調査及び指導に関する事項</p> <p>高齢者福祉対策の調査に関する事項</p> <p>高齢者の福祉に係る実情把握並びに相談，調査及び指導に関する事項</p>
保護課	<p>保護第 1 係</p> <p>保護第 2 係</p> <p>保護第 3 係</p>	<p>生活保護法の規定による保護の決定及び実施並びにこれに伴う相談，調査及び指導に関する事項</p>

（出張所）

第 4 条 規則第 3 条に規定する区役所に設置する機関の分掌事務は，次の表のとおりとする。

機関	分 掌 事 務
西出張所	<p>自治会及び住民連絡に関する事項</p> <p>地域住民の相談に関する事項</p> <p>市税に係る諸証明（一部の証明を除く。）の交付に関する事項</p> <p>市税等の収納に関する事項</p>

	<p>使用料及び手数料の徴収に関する事項</p> <p>軽自動車税に係る各種申告書の受付及び所管課への送付に関する事項</p> <p>原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項</p> <p>交通災害共済に関する事項</p> <p>管内連絡所に関する事項</p> <p>出張所の所管に係る庁舎の管理に関する事項</p> <p>区域内各種団体との連絡調整に関する事項</p> <p>出張所の庶務に関する事項</p> <p>印鑑登録に関する事項</p> <p>戸籍届の受付及び所管課への送付に関する事項</p> <p>住民異動届に関する事項</p> <p>戸籍、住民票の写し等の諸証明書その他市民の公証に係る書類の交付に関する事項</p> <p>住民基本台帳等の整理及び保管に関する事項</p> <p>埋火葬及び火葬場の利用に係る許可申請の受理及びその許可に関する事項</p> <p>国民健康保険の加入及び脱退並びに資格確認書の再交付申請に関する事項</p> <p>国民健康保険の出産育児一時金、葬祭費及び療養費（治療用装具に係るものに限る。）の申請の受付及び所管課への送付に関する事項</p> <p>住民異動届に伴う介護保険の各種申請書の受付及び所管課への送付等並びに被保険者証の再交付申請書に関する事項</p> <p>後期高齢者医療制度の葬祭費の申請の受付及び所管課への送付に関する事項</p> <p>後期高齢者医療制度の資格確認書の再交付申請に関する事項</p> <p>後期高齢者医療制度の高額療養費、療養費（治療用装具に係るものに限る。）の申請の受付及び所管課への送付に関する事項</p> <p>国民年金の資格に係る届出書等の受付及び所管課への送付に関する事項</p> <p>社会福祉に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 次に掲げる書類を受付し、及びこれらの書類を所管課へ送付し、並びにこれらの書類に係る通知書又は証書等を交付すること。</p> <p>（ア）児童扶養手当に係る申請書その他ひとり親家庭の福祉に関する各種申請書及び届出書</p> <p>（イ）児童手当等に関する各種申請書及び届出書</p> <p>（ウ）身体障害者手帳交付申請書その他身体障がい者福祉に関する</p>
--	---

<p>黒埼出張所</p>	<p>る各種申請書及び届出書  (エ) 療育手帳交付申請書その他知的障がい者福祉に関する各種申請書及び届出書  (オ) 生活保護変更申請書（傷病届）  (カ) 老人福祉に関する各種申請書等  (キ) 介護保険の高額サービス費支給申請書  イ 老人憩の家の利用証及び高齢者入浴券を交付すること。  妊産婦医療費助成及びこども医療費助成に関する申請書の受付及び所管課への送付並びにこどもの医療費に係る受給者証の交付に関する事項  一般廃棄物処理届出書（し尿に係るものに限る。）を受理し、所管課へ送付すること。</p> <p>自治会及び住民連絡に関する事項  地域住民の相談に関する事項  市税に係る諸証明（一部の証明を除く。）の交付に関する事項  市税等の収納に関する事項  使用料及び手数料の徴収に関する事項  軽自動車税に係る各種申告書の受付及び所管課への送付に関する事項  原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項  交通災害共済に関する事項  出張所の所管に係る庁舎の管理に関する事項  区域内各種団体との連絡調整に関する事項  出張所の庶務に関する事項  印鑑登録に関する事項  戸籍届の受付及び所管課への送付に関する事項  住民異動届に関する事項  戸籍、住民票の写し等の諸証明書その他市民の公証に係る書類の交付に関する事項  住民基本台帳等の整理及び保管に関する事項  埋火葬及び火葬場の利用に係る許可申請の受理及びその許可に関する事項  国民健康保険の加入及び脱退並びに資格確認書の再交付申請に関する事項  国民健康保険の出産育児一時金、葬祭費及び療養費（治療用装具に係るものに限る。）の申請の受付及び所管課への送付に関する事項</p>
--------------	---

	<p>後期高齢者医療制度の資格確認書の再交付申請に関する事項</p> <p>後期高齢者医療制度の葬祭費，高額療養費及び療養費（治療用器具に係るものに限る。）の申請の受付及び所管課への送付に関する事項</p> <p>住民異動届に伴う介護保険の各種申請書の受付及び所管課への送付等並びに被保険者証の再交付申請書に関する事項</p> <p>国民年金の資格に係る届出書等の受付及び所管課への送付に関する事項</p> <p>社会福祉に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 次に掲げる書類を受付し，及びこれらの書類を所管課へ送付し，並びにこれらの書類に係る通知書又は証書等を交付すること。</p> <p>（ア）児童扶養手当に係る申請書その他ひとり親家庭の福祉に関する各種申請書及び届出書</p> <p>（イ）児童手当等に関する各種申請書及び届出書</p> <p>（ウ）身体障害者手帳交付申請書その他身体障がい者福祉に関する各種申請書及び届出書</p> <p>（エ）療育手帳交付申請書その他知的障がい者福祉に関する各種申請書及び届出書</p> <p>（オ）生活保護変更申請書（傷病届）</p> <p>（カ）老人福祉に関する各種申請書等</p> <p>（キ）介護保険の高額サービス費支給申請書</p> <p>イ 老人憩いの家の利用証及び高齢者入浴券を交付すること。</p> <p>妊産婦医療費助成及びこども医療費助成に関する申請書の受付及び所管課への送付並びにこどもの医療費に係る受給者証の交付に関する事項</p> <p>一般廃棄物処理届出書（し尿に係るものに限る。）を受付し，所管課へ送付すること。</p>
--	---

（公の施設）

第5条 規則別表に規定する公の施設を所管する係は，次の表のとおりとする。

施 設	係
黒埼健康センター	黒埼地域保健福祉センター
坂井輪健康センター	健康福祉課
老人憩いの家	健康福祉課
老人福祉センター	健康福祉課
坂井輪児童館	健康福祉課

露店市場	農政商工課 食と産業振興室
市民農園	農政商工課 食と産業振興室
農村環境改善センター	農政商工課 食と産業振興室
都市公園(都市公園体育施設を除く。)	建設課 管理係
自転車等駐車場	建設課 管理係
なぎさのふれあい広場	建設課 管理係

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。